

令和3年度 京都府の市町村国保の状況(速報)

市町村名	被保険者数 平均 (人)	1人当たり 医療費 (円)	1人当たり 保険料調定額 (円) ※1	保険料 現年度収納率 (%)	1人当たり 所得 (円) ※2
京都市	291,262	395,539	72,307	96.15	579,927
福知山市	13,989	424,517	86,384	96.21	504,784
舞鶴市	16,094	415,062	77,155	97.02	492,146
綾部市	7,176	412,145	69,430	97.61	440,612
宇治市	37,406	422,492	77,574	96.18	526,660
宮津市	4,530	390,776	73,174	96.84	484,455
亀岡市	19,045	417,737	77,007	95.88	497,915
城陽市	16,628	443,324	77,702	95.67	529,881
向日市	10,423	429,518	86,386	95.66	700,202
長岡京市	14,304	424,506	88,992	97.48	674,012
八幡市	16,231	401,330	79,342	94.59	552,850
京田辺市	12,333	420,015	88,620	97.02	633,718
京丹後市	13,166	404,126	85,148	97.14	538,566
南丹市	7,115	429,619	80,601	95.93	468,622
木津川市	15,118	393,037	90,411	97.09	614,653
大山崎町	2,888	381,804	85,627	97.80	581,623
久御山町	3,705	415,878	102,178	95.07	689,552
井手町	1,715	409,166	79,004	94.50	437,059
宇治田原町	2,086	385,150	90,808	96.78	662,049
笠置町	362	524,422	58,235	96.66	538,452
和束町	1,284	359,688	69,814	96.79	422,247
精華町	6,460	398,610	97,186	97.95	619,883
南山城村	781	411,015	76,682	97.13	500,785
伊根町	642	425,122	57,796	98.56	487,642
京丹波町	3,523	430,116	76,874	96.59	478,842
与謝野町	4,970	406,487	74,342	97.50	506,802
京都府	523,236	404,693	76,529	96.29	544,767
全国(R2)	26,537,628	370,881	88,862	93.69	678,396

※1 「保険料調定額」には、介護納付金分を含んでいない。

※2 「所得」とは、旧ただし書所得(総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額から基礎控除を除いた金額)である。(一般被保険者のみ)

国民健康保険 被保険者数

格差 約788倍

R元年度		
1	笠置町	385
2	伊根町	642
3	南山城村	814
4	和束町	1,380
5	井手町	1,802
6	宇治田原町	2,177
7	大山崎町	2,920
8	京丹波町	3,680
9	久御山町	4,013
10	宮津市	4,745
11	与謝野町	5,254
12	精華町	6,665
13	南丹市	7,334
14	綾部市	7,528
15	向日市	10,899
16	京田辺市	13,027
17	京丹後市	13,941
18	福知山市	14,513
19	長岡京市	14,773
20	木津川市	15,319
21	八幡市	16,826
22	舞鶴市	17,030
23	城陽市	17,659
24	亀岡市	19,579
25	宇治市	38,803
26	京都市	303,432
	市計	515,408
	町村計	29,732
	市町村計	545,140

格差 約802倍

R2年度		
1	笠置町	371
2	伊根町	641
3	南山城村	780
4	和束町	1,312
5	井手町	1,738
6	宇治田原町	2,100
7	大山崎町	2,880
8	京丹波町	3,563
9	久御山町	3,783
10	宮津市	4,607
11	与謝野町	5,078
12	精華町	6,547
13	南丹市	7,170
14	綾部市	7,339
15	向日市	10,603
16	京田辺市	12,652
17	京丹後市	13,457
18	福知山市	14,062
19	長岡京市	14,417
20	木津川市	15,199
21	八幡市	16,375
22	舞鶴市	16,470
23	城陽市	17,045
24	亀岡市	19,213
25	宇治市	37,944
26	京都市	297,583
	市計	504,136
	町村計	28,793
	市町村計	532,929

格差 約804倍

R3年度(速報)		
1	笠置町	362
2	伊根町	642
3	南山城村	781
4	和束町	1,284
5	井手町	1,715
6	宇治田原町	2,086
7	大山崎町	2,888
8	京丹波町	3,523
9	久御山町	3,705
10	宮津市	4,530
11	与謝野町	4,970
12	精華町	6,460
13	南丹市	7,115
14	綾部市	7,176
15	向日市	10,423
16	京田辺市	12,333
17	京丹後市	13,166
18	福知山市	13,989
19	長岡京市	14,304
20	木津川市	15,118
21	舞鶴市	16,094
22	八幡市	16,231
23	城陽市	16,628
24	亀岡市	19,045
25	宇治市	37,406
26	京都市	291,262
	市計	494,820
	町村計	28,416
	市町村計	523,236

国民健康保険 1人当たり医療費

格差 約1.24倍

格差 約1.36倍

格差 約1.45倍

R元年度		
1	大山崎町	354,996
2	井手町	364,472
3	和束町	369,746
4	南山城村	370,053
5	与謝野町	376,239
6	京都市	377,479
7	木津川市	378,363
8	京丹後市	379,334
9	精華町	386,783
10	宮津市	388,400
11	八幡市	389,010
12	宇治田原町	394,914
13	伊根町	396,713
14	京田辺市	399,939
15	舞鶴市	400,554
16	宇治市	407,469
17	笠置町	411,879
18	長岡京市	413,449
19	亀岡市	413,604
20	南丹市	414,441
21	久御山町	415,862
22	京丹波町	423,156
23	綾部市	424,244
24	向日市	429,300
25	福知山市	432,876
26	城陽市	442,786
	市平均	390,126
	町村平均	388,758
	市町村平均	390,051

R2年度		
1	和束町	348,652
2	井手町	361,946
3	宇治田原町	365,462
4	京都市	365,581
5	大山崎町	365,965
6	伊根町	368,244
7	八幡市	373,451
8	木津川市	374,474
9	京田辺市	378,724
10	精華町	381,350
11	宮津市	382,215
12	京丹後市	391,353
13	宇治市	391,994
14	久御山町	392,088
15	与謝野町	395,928
16	綾部市	397,363
17	向日市	398,661
18	南丹市	402,815
19	長岡京市	403,367
20	亀岡市	403,404
21	舞鶴市	403,913
22	城陽市	415,441
23	福知山市	424,790
24	京丹波町	424,943
25	南山城村	432,518
26	笠置町	476,508
	市平均	378,062
	町村平均	387,688
	市町村平均	378,582

R3年度(速報)		
1	和束町	359,688
2	大山崎町	381,804
3	宇治田原町	385,150
4	宮津市	390,776
5	木津川市	393,037
6	京都市	395,539
7	精華町	398,610
8	八幡市	401,330
9	京丹後市	404,126
10	与謝野町	406,487
11	井手町	409,166
12	南山城村	411,015
13	綾部市	412,145
14	舞鶴市	415,062
15	久御山町	415,878
16	亀岡市	417,737
17	京田辺市	420,015
18	宇治市	422,492
19	長岡京市	424,506
20	福知山市	424,517
21	伊根町	425,122
22	向日市	429,518
23	南丹市	429,619
24	京丹波町	430,116
25	城陽市	443,324
26	笠置町	524,422
	市平均	404,683
	町村平均	404,870
	市町村平均	404,693

国民健康保険 1人当たり保険料調定額

格差 約1.78倍

R元年度		
1	伊 根 町	56,944
2	笠 置 町	63,836
3	綾 部 市	68,335
4	舞 鶴 市	74,702
5	京 都 市	74,963
6	京 丹 波 町	76,565
7	亀 岡 市	77,563
8	宮 津 市	78,149
9	与 謝 野 町	78,623
10	宇 治 市	78,942
11	南 丹 市	79,601
12	井 手 町	81,503
13	南 山 城 村	81,715
14	京 丹 後 市	82,123
15	福 知 山 市	82,560
16	京 田 辺 市	83,566
17	八 幡 市	84,219
18	大 山 崎 町	85,191
19	城 陽 市	85,607
20	木 津 川 市	90,226
21	向 日 市	91,173
22	和 束 町	91,221
23	長 岡 京 市	92,079
24	宇 治 田 原 町	92,754
25	精 華 町	94,135
26	久 御 山 町	101,479
	市 平 均	77,930
	町 村 平 均	86,795
	市 町 村 平 均	78,414

格差 約1.78倍

R2年度		
1	伊 根 町	56,457
2	笠 置 町	63,213
3	綾 部 市	68,391
4	京 都 市	72,155
5	京 丹 波 町	76,379
6	亀 岡 市	76,432
7	舞 鶴 市	76,477
8	南 山 城 村	77,100
9	井 手 町	77,749
10	宮 津 市	78,232
11	宇 治 市	78,363
12	南 丹 市	80,187
13	京 丹 後 市	81,244
14	和 束 町	81,501
15	城 陽 市	81,831
16	八 幡 市	81,864
17	与 謝 野 町	83,738
18	福 知 山 市	85,631
19	京 田 辺 市	85,861
20	大 山 崎 町	86,629
21	木 津 川 市	89,433
22	宇 治 田 原 町	89,564
23	長 岡 京 市	90,414
24	向 日 市	90,688
25	精 華 町	91,996
26	久 御 山 町	100,534
	市 平 均	76,079
	町 村 平 均	86,111
	市 町 村 平 均	76,621

格差 約1.76倍

R3年度(速報)		
1	伊 根 町	57,796
2	笠 置 町	58,235
3	綾 部 市	69,430
4	和 束 町	69,814
5	京 都 市	72,307
6	宮 津 市	73,174
7	与 謝 野 町	74,342
8	南 山 城 村	76,682
9	京 丹 波 町	76,874
10	亀 岡 市	77,007
11	舞 鶴 市	77,155
12	宇 治 市	77,574
13	城 陽 市	77,702
14	井 手 町	79,004
15	八 幡 市	79,342
16	南 丹 市	80,601
17	京 丹 後 市	85,148
18	大 山 崎 町	85,627
19	福 知 山 市	86,384
20	向 日 市	86,386
21	京 田 辺 市	88,620
22	長 岡 京 市	88,992
23	木 津 川 市	90,411
24	宇 治 田 原 町	90,808
25	精 華 町	97,186
26	久 御 山 町	102,178
	市 平 均	76,019
	町 村 平 均	85,397
	市 町 村 平 均	76,529

国民健康保険料(税)収納率速報値

— 全被保険者・現年度分 —

◎R3年度:速報値

保険者名	H31			R2			R3(速報)		
	(%)	対前年度	収納率順位	(%)	対前年度	収納率順位	(%)	対前年度	収納率順位
京都市	94.56	0.06	21	95.72	1.16	19	96.15	0.43	19
福知山市	94.46	0.02	22	96.26	1.80	15	96.21	▲0.05	17
舞鶴市	95.54	0.82	16	96.62	1.08	12	97.02	0.40	10
綾部市	96.57	0.45	6	96.81	0.24	8	97.61	0.80	4
宇治市	93.45	▲0.82	24	95.11	1.66	23	96.18	1.07	18
宮津市	96.13	▲0.28	11	96.36	0.23	13	96.84	0.48	12
亀岡市	94.91	0.09	19	95.62	0.71	21	95.88	0.26	21
城陽市	94.95	0.17	18	95.65	0.70	20	95.67	0.02	22
向日市	96.43	▲0.33	8	96.06	▲0.37	16	95.66	▲0.40	23
長岡京市	95.95	0.08	13	97.03	1.08	5	97.48	0.45	6
八幡市	93.01	▲0.13	25	93.75	0.74	25	94.59	0.84	25
京田辺市	96.33	▲0.14	9	96.98	0.65	7	97.02	0.04	10
京丹後市	95.96	▲0.19	12	96.29	0.33	14	97.14	0.85	7
南丹市	95.43	▲0.30	17	95.76	0.33	18	95.93	0.17	20
木津川市	96.53	0.34	7	96.77	0.24	10	97.09	0.32	9
市計	94.78	0.01	/	95.81	95.81	/	96.25	0.44	/
大山崎町	97.37	0.72	3	97.34	▲0.03	4	97.80	0.46	3
久御山町	94.29	0.10	23	94.72	0.43	24	95.07	0.35	24
井手町	92.51	▲0.21	26	93.25	0.74	26	94.50	1.25	26
宇治田原町	95.91	0.19	14	96.66	0.75	11	96.78	0.12	14
笠置町	94.71	▲2.03	20	95.27	0.56	22	96.66	1.39	15
和束町	95.73	▲1.37	15	95.99	0.26	17	96.79	0.80	13
精華町	97.38	0.00	2	97.97	0.59	3	97.95	▲0.02	2
南山城村	96.95	0.35	5	98.99	2.04	1	97.13	▲1.86	8
伊根町	98.16	0.48	1	98.97	0.81	2	98.56	▲0.41	1
京丹波町	97.19	0.15	4	96.80	▲0.39	9	96.59	▲0.21	16
与謝野町	96.18	▲0.09	10	97.01	0.83	6	97.50	0.49	5
町村計	96.18	0.02	/	96.69	0.51	/	96.92	0.23	/
市町村計	94.86	0.01	/	95.86	1.00	/	96.29	0.43	/

※1 分母から居所不明者分調定額を除き、小数点第3位四捨五入

※2 網掛けは、京都地方税機構参加23市町村(南丹市はH26.4、亀岡市及び八幡市はH30.4、宇治市はR2.4に移管、長岡京市はR3.4に移管)

①国民健康保険法

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。)を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

(略)

②国民健康保険法施行令

(国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織)

第三条 法第十一条第一項に定める協議会(第五項において「都道府県協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。))第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。)を代表する委員をもつて組織する。

2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の二分の一以上当該数以内の数とする。

(略)

5 都道府県協議会及び市町村協議会(次条及び第五条第一項において「協議会」という。)の委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

第四条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

③京都府国民健康保険運営協議会の委員の定数を定める条例

国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第3条第5項の規定による京都府国民健康保険運営協議会の委員の定数は、14人とする。

京都府国民健康保険運営協議会運営規程

(趣 旨)

第1条 京都府国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営については、法令に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(会 長)

第2条 協議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、第1項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代行する。

(会 議)

第3条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶 務)

第4条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(招集通知)

第5条 会長は、原則として、会議開催日10日前までに各委員に会議招集を通知するものとする。

(意見の聴取)

第6条 協議会は、調査審議のため必要があるときは、関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(開 議)

第7条 議長が会議を開こうとするときは、開議の旨を宣告しなければならない。

(発 言)

第8条 出席した委員又は第3条の委員以外の者（以下「出席者」という。）が発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

2 2人以上同時に発言を求めるときは、議長は、その中の1人を指定して発言させなければならない。この場合において、出席者は、発言の前後について異議を申し立てることはできない。

3 出席者が発言を求めたときは、議長は、ただちにこれを許可しなければならない。ただし、このため他の者の発言を中止させることはできない。

(退席要求)

第9条 議長は、第3条の委員以外の者の意見等が十分に述べられたと認められるときは、これらの者に対して、退席を求めることができる。

(討 論)

第10条 討論は、議題外にわたることができない。

2 討論が冗長にわたり、または不必要な議論と認めるときは、議長は制止することができる。

(議事)

第11条 議長は、討論の論旨が尽きたと認め、議事を決しようとするときは、その議題及び議事を決する旨を会議に宣告しなければならない。

2 前項の宣告後は、委員は、その議題について発言することができない。

3 議事の可否を表明する方法は、議長の指示による方法を用いるものとする。

(欠席)

第12条 委員が会議に出席することができないときは、開会時刻までに、その事由を議長に届け出なければならない。

2 前項の届出があったときは、議長は、これを会議に報告しなければならない。

(議事妨害)

第13条 出席者は、会議中私語、その他会議を妨げる言動をなし、若しくは不穏な言語を用い、又は他人の一身上にわたる発言をすることができない。

(議場整理)

第14条 議長は議場を整理する。

2 議場を整理するために議長が必要と認めるときは、議長は、当日の会議を中止し、又はこれを閉じることができる。

(会議録の作成)

第15条 会議を開催したときは、会議録を作成して、議長の指名した出席委員2人がこれに署名する。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(附則)

この規程は、平成30年11月28日から施行する。

附属機関及び懇談会等の会議の公開に関する指針

1 目的

この指針は、附属機関及び懇談会等の会議の公開に関し必要な事項を定めることにより、府政の透明性の一層の向上を図り、もって開かれた府政を推進することを目的とする。

2 対象とする会議

この指針の対象とする会議は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置された附属機関（以下「附属機関」という。）及び有識者の意見を聴く懇談会等（以下「懇談会等」という。）の会議とする。

3 会議の公開の基準

会議は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）第6条各号のいずれかに該当する情報について審議、意見聴取等を行う場合を除き、原則、公開するものとする。

4 公開又は非公開の決定等

(1) 会議の公開又は非公開は、3の会議の公開の基準に基づき、附属機関にあっては当該附属機関が、懇談会等にあっては知事が決定するものとする。

(2) 附属機関又は知事は、会議を非公開とした場合には、その理由を京都府のホームページへの掲載や府民総合案内・相談センター及び府政情報コーナー（以下「センター等」という。）における閲覧などにより、明らかにするものとする。

5 会議開催の周知

附属機関又は知事は、会議を公開するに当たっては、原則として当該会議の開催日の1週間前までに、会議の概要を京都府のホームページに掲載するほか、当該概要を記載した書面をセンター等において閲覧に供すること等により、府民に周知するよう努めなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

6 公開の方法

(1) 附属機関又は知事は、会議を公開するときは、会場に傍聴席を設けるものとする。

(2) 附属機関又は知事は、会議の傍聴を認める者の定員をあらかじめ定めるとともに、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続等を定めるものとする。

7 審議、意見聴取等の要旨の公開

(1) 附属機関又は知事は、公開した会議の審議、意見聴取等の要旨を閲覧に供するよう努めるものとする。

(2) 附属機関又は知事は、会議を非公開とした場合であっても、京都府情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当するものを除き、当該会議の審議、意見聴取等の要旨を(1)に準じて閲覧に供するよう努めるものとする。

8 施行期日

この指針は、平成24年12月5日から施行する。

附属機関及び懇談会等の会議の公開に関する指針（平成 24 年 12 月 5 日 4 政第 190 号総務部長通知）6 の (2) の規定により、京都府国民健康保険運営協議会の会議を公開する場合の手続を次のとおり定める。

平成 29 年 6 月 12 日

京都府国民健康保険運営協議会

会長 井上 恒男

- 1 会議（京都府国民健康保険運営協議会規則（平成 29 年京都府規則第 7 号）第 5 条に規定する会議をいう。以下同じ。）は、これを公開して開催するものとする。ただし、公開することが適当でないと会長が認めるときは、この限りでない。
- 2 1 により会議を公開するときは、おおむね開催予定時刻の 30 分前までに、会場の入口その他の見やすい場所に傍聴の要領（以下「傍聴要領」という。）を掲示するものとする。この場合において、傍聴要領に記載すべき事項は、原則、別紙の内容によるものとし、会場の規模その他の事情に応じ、適宜、これに必要な修正を加えるものとする。
- 3 会議を傍聴する者は、傍聴要領に記載された事項を守らなければならない。

別紙

傍聴要領

京都府国民健康保険運営協議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 本日、15時から開催する京都府国民健康保険運営協議会の会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、係員の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行いますが、定員（本日は、10名）に達したときは、受付を終了します。

2 傍聴に当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、事前に京都府国民健康保険運営協議会の会長が認めたときは、この限りでない。
- (6) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、2に掲げる事項を守るほか、係員の指示に従ってください。なお、御不明な点があれば、係員にお聞きください。
- (2) 傍聴者が以上のことを守られない場合には、退場していただくことがあります。
- (3) 会議の秩序の維持ができなくなった場合及び緊急に公開することができない事項を取り扱う必要が生じた場合には、会議を途中で非公開とする場合があります。